

障害者の皆さんへ 軽自動車税の減免

次に該当する車両は、申請することで軽自動車税の全額が減免になります。

平成23年度に減免申請をした人へ、平成24年度の申請書を送付します。

●**障害者が所有する車両** 一定の障害以上の身体・知的・精神障害者が所有・使用する軽自動車やバイクで、障害者一人につき一台

必要なもの↓表のとおり

※障害内容により減免にならない場合や家族運転でも対象になる場合があります。普通自動車税の減免やタクシー料金助成利用券の交付を受けている場合は減免できません。

●**公益のため所有する車両** 社会福祉法人などが社会福祉事業をするため所有している軽自動車など

必要なもの↓車両所有者の印鑑、車検証、社会福祉法人の定款など

障害者が所有する車両の減免申請に必要なもの

障害者本人	①認め印・車検証・運転免許証 ②身体障害者手帳、戦傷病者手帳のいずれか1つ
障害者と同一世帯の家族	①認め印・車検証・運転免許証 ②身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか1つ
障害者と同一世帯でない家族	①認め印・車検証・運転免許証・生計同一証明書 ②身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか1つ
常時介護する人	①認め印・車検証・運転免許証・常時介護証明書 ②身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか1つ

軽自動車など、または消防車に必要なもの↓車両所有者の印鑑、車検証、車両や写真など構造のわかるもの

●**申し込み** 5月24日(木)までの午前8時30分～午後5時15分(土)祝を除く、それぞれ必要書類を持って市民税課へ



平成24年度安城市民憲章活動 助成事業を募集

●**対象団体** 市内で活動し、構成員が5人以上(市内在住・在勤者が過半数必要)いる団体

※市内で特定の地域を限定して活動する団体を除く。

●**対象事業** 市民団体自身が企画・実施し、市民全体が対象となる公益的な事業で、市民憲章(本紙18ページに掲載)に該当するもの

※ほかの補助金・助成金などを受けている事業、営利・宗教・政治活動を目的とする事業、町内会や子ども会などがそれぞれの地域で実施する活動を除く。

●**助成額** 次の①②のうちで少ないほうの額
(上限10万円)

①事業に必要な経費の2分の1

②事業に必要な経費から入場料などの収入を引いた額

●**その他** 役員会での事業説明と総会での活動



助成事業の一つである災害時要援護者サポートブック出前講座

●**問い合わせ** 市民税課

(☎876-1515)

発表(採択事業のみ)をしていただきます

●**申し込み** 1月20日(金)～2月29日(木)午前9時～午後5時(月・2月14日(火)を除く)に、申請書・事業計画書・収支予算書・会則や規約など団体の概要がわかるもの(様式は自由)を持って文化センターへ

※申請書は、同センター・市公式ウェブサイトで配布。

任期付職員(保育士・教諭職)を募集

1年ごとに採用を更新し、勤務成績によって、最長3年間の任期があります。

●**採用日** 4月1日(月)

●**募集人数** 若干名

●**応募資格** 昭和31年4月2日～56年4月1日生まれで、保育士資格か幼稚園教諭免許のいずれかを持ち、実務経験がある人

●**選考** 面接・作文(1月31日(火))

●**申し込み** 1月16日(月)～23日(月)(21日(土)・22日(日)を除く)午前9時～午後5時に、受験申込書を持参か郵送で人事課へ



(〒446-8501住所記載不要)

※試験実施要綱と受験申込書は、同課・市公式ウェブサイトで配布。

●**問い合わせ** 人事課

(☎871-2203)

暴力団追放標語の入選作品を決定

市内在住・在勤・在学の人を対象に募集した暴力団追放標語。141人202作品の応募があり、審査の結果、6点の入賞作品を選出しました。

受賞者は次の皆さん。

1位↓「勇気こそ 暴力排除の 第一歩」(山崎仁(こゝろ)里町在)

(勤)

2位↓池端伸二(小堤町)、大橋輝美子(東端町)

3位↓池端奈々(安城西中3年)、野寄則彦(東栄町)、服部定明(里町在勤)

●**問い合わせ** 市民安全課

(☎871-2219)

1月15日(日)～2月15日(水)は口座振替推進月間 市税の納付は便利な口座振替で

口座振替にすれば、納付のたびに金融機関へ出向く必要がありません。納期限を気にすることなく、納め忘れもありません。手続きも簡単です。ので、ぜひ利用してください。

◎口座振替を始めるには

■**手続きの前に**

希望する税金・金融機関が口座振替可能か確認してください。

●**口座振替可能な市税** 市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

●**取扱金融機関** 市内に本店または支店のある金融機関、西三河農協、あいち三河農協、あいち豊田農協

■**申し込み**

安城市税口座振替依頼書を提出して1、2カ月後の納期分から振替開始になります。平成24年度の税金を初めから口座振替にする場合は、それぞれ次の日までに手続きをしてください。

■**手続き終了後**

口座振替の登録が完了したら、「口座振替確認通知書」が

●**申込場所** 取扱金融機関、納税課、南部・桜井支所、北部出張所

※口座振替依頼書は、それぞれの窓口にあります。

◎**振替口座・方法を変更したいときは**

届きます。実際の振替結果は、通帳への記帳で確認してください。

口座振替を始めるときと同様の手続きが、再度必要となります。あらためて口座振替依頼書を提出してください。

●**問い合わせ** 納税課

(☎871-2216)

